

解説③ 学修成果と内部質保証について

- 高等教育政策の中の学修成果
- 高等教育政策の中の内部質保証
- 評価機構が求める学修成果
- 評価機構が求める内部質保証

● 高等教育政策の中の学修成果

◆ 学士課程教育の構築に向けて(答申)

【学習成果(ラーニング・アウトカム)】

「学習成果」は、プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの。「学習成果」は、多くの場合、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。学習成果を中心にして教育プログラムを構築することにより、次のような効果が期待される。

(平成20年12月24日)

● 高等教育政策の中の学修成果

- ◆ 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）

大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である。

（平成24年8月28日）

● 高等教育政策の中の学修成果

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

(保証すべき教育の質)

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、現在中心となっている18歳で入学してくる日本人学生のみならず、留学生、社会人等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにすることが必要である。

質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということ問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、**重要な要素**となる。

これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

(平成30年11月26日)

● 高等教育政策の中の学修成果

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(以下「三つの方針」という。)に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。

(平成30年11月26日)

● 高等教育政策の中の学修成果

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

(つづき)

また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。これらに加えて、経営状況等も含めた大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表することも必要である。また、社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべきである。

教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態があり得ることも覚悟しなければならない。

なお、高等教育機関が質の保証の取組を進めることと同時に、産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果に関する情報を選考活動において積極的に活用するとともに、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。その際には、学修成果の中身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく必要がある。

(平成30年11月26日)

● 高等教育政策の中の内部質保証

◆ 学士課程教育の構築に向けて(答申)

認証評価に当たって、評価機関は、対象大学に対し、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める。

自己点検・評価の周期については、不断の点検・見直しに対して有効に機能するよう適切に設定する。さらに、新しい学位プログラムを創設しようとする場合、学内に審査機関を設け、外部有識者の参画を得つつ、自主的・自律的に審査を行い、学位の質を確保するように努める。

(平成20年12月24日)

● 高等教育政策の中の内部質保証

◆ 中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告

(質保証の基本的考え方)

1. 大学は、学生や社会からのニーズの多様化に積極的に対応しつつも、学位を授与する自主的・自律的な存在として、その教育の質を確実に保証しなければならない。大学教育において最終的に保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準である。大学教育の質保証とは、第一義的には、大学がそれぞれの教育活動を通して、どのような知識技術体系を修得させることとしているのか、あらかじめ設定し、その設定内容を学生及びその費用負担者に明示した上で、それを確実に実行することである。

また、大学において、一定の内容と水準の教育が行われることを確実にするためには、学内の教職員が、それらの必要性について理解を共有し、学内外の関係者による客観的な評価等にさらされることが肝要である。

公的な質保証システムは、大学の教育活動が一定の内容・水準をもって継続的になされることを可能とするための条件整備を大学が行うとともに、各大学の自主的・自律的な質保証活動が実質的に機能することを促すものである。

(平成21年8月26日)

● 高等教育政策の中の内部質保証

◆ 認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)

認証評価は内部質保証を重視した制度に転換すべきであると述べている。すなわち、大学が自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組(内部質保証)が質保証の基本であることを踏まえ、各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換するとしている。

(平成28年3月18日)

● 高等教育政策の中の内部質保証

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

(保証すべき教育の質)

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、現在中心となっている18歳で入学してくる日本人学生のみならず、留学生、社会人等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにすることを必要とする。

質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということ問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を發揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

(平成30年11月26日)

● 高等教育政策の中の内部質保証

◆ 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「**学位プログラム**」レベルのみならず、**全学的な内部質保証を推進**することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(以下「三つの方針」という。)に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、その成果を学位を与える課程(プログラム)共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。

(平成30年11月26日)

● 評価機構が求める学修成果

学修成果とは・・・

学生が、授業科目、プログラム、教育課程などにおける所定の学修期間終了時に獲得し得る知識、技術、態度などの成果のこと

何を教えるか



どのような能力が身に付くのか

何が求められているのか？

- ・修得すべき学修成果の明確化
- ・適切な測定方法による学修成果の把握



- ・学修成果を重視した評価の実施
- ・学修成果の達成を目指した教育内容・方法の充実及び改善

● 評価機構が求める学修成果

◆ 基準項目3-3.学修成果の点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点 <input checked="" type="checkbox"/>
① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用	<input type="checkbox"/> 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか。
② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック	<input type="checkbox"/> 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

エビデンスの例示

- ・学修成果の点検・評価の方法を示す資料
- ・学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料

● 評価機構が求める内部質保証

内部質保証とは・・・

自らの責任で自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証すること

大学の質とは・・・

「大学教育において最終的に保証されるべき質は、
学生の学びの内容と水準である。」

平成21年8月26日 中央教育審議会大学分科会
「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」
第1 公的な質保証システムの再検討について より



どのように自己点検・評価をするか？

・学びの内容と水準を定める



大学自らが求める一定の水準が
保たれているかについて、自己
点検・評価する。

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 基準6.内部質保証

6-1.内部質保証の組織体制

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

エビデンスの例示

・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料

内部質保証システムを構築するための組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 基準6.内部質保証

6-2.内部質保証のための自己点検・評価

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有	<input type="checkbox"/> 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。 <input type="checkbox"/> エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。
②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析	<input type="checkbox"/> 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

エビデンスの例示

- ・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
- ・自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
- ・IR機能の構築及び活動状況を示す資料

IR機能を担う組織(部署、委員会等)の根拠規則、議事録など

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 基準6.内部質保証

6-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
<p>①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性</p>	<p><input type="checkbox"/> 三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。</p>

エビデンスの例示

・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用状況を示す資料

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 6-3. 内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

例えば・・・

「ディプロマポリシーを基本とした学修成果の点検・評価」

- ・学修状況
- ・資格の取得状況
- ・就職状況の調査
- ・卒業生の満足度調査
- ・学生の意識調査
- ・就職先の企業アンケート など

- ・教育内容及び教育方法の改善
- ・学修指導の改善 など

● 評価機構が求める内部質保証

◆ 6-3. 内部質保証の機能性

評価の視点に関わる自己判定の留意点

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。

例えば・・・

学内

- ・自己点検・評価 など

学外

- ・認証評価
- ・設置計画履行状況等調査
- ・外部評価 など

- ・法令などの遵守
- ・教育研究組織の整備
- ・学内規定の整備
- ・中長期的な計画及び財務計画の見直し
- ・教育研究環境の整備 など